木造建築物の構造計算フローチャート 2007 年度版
建築物の構造関係技術基準解説書より抜粋

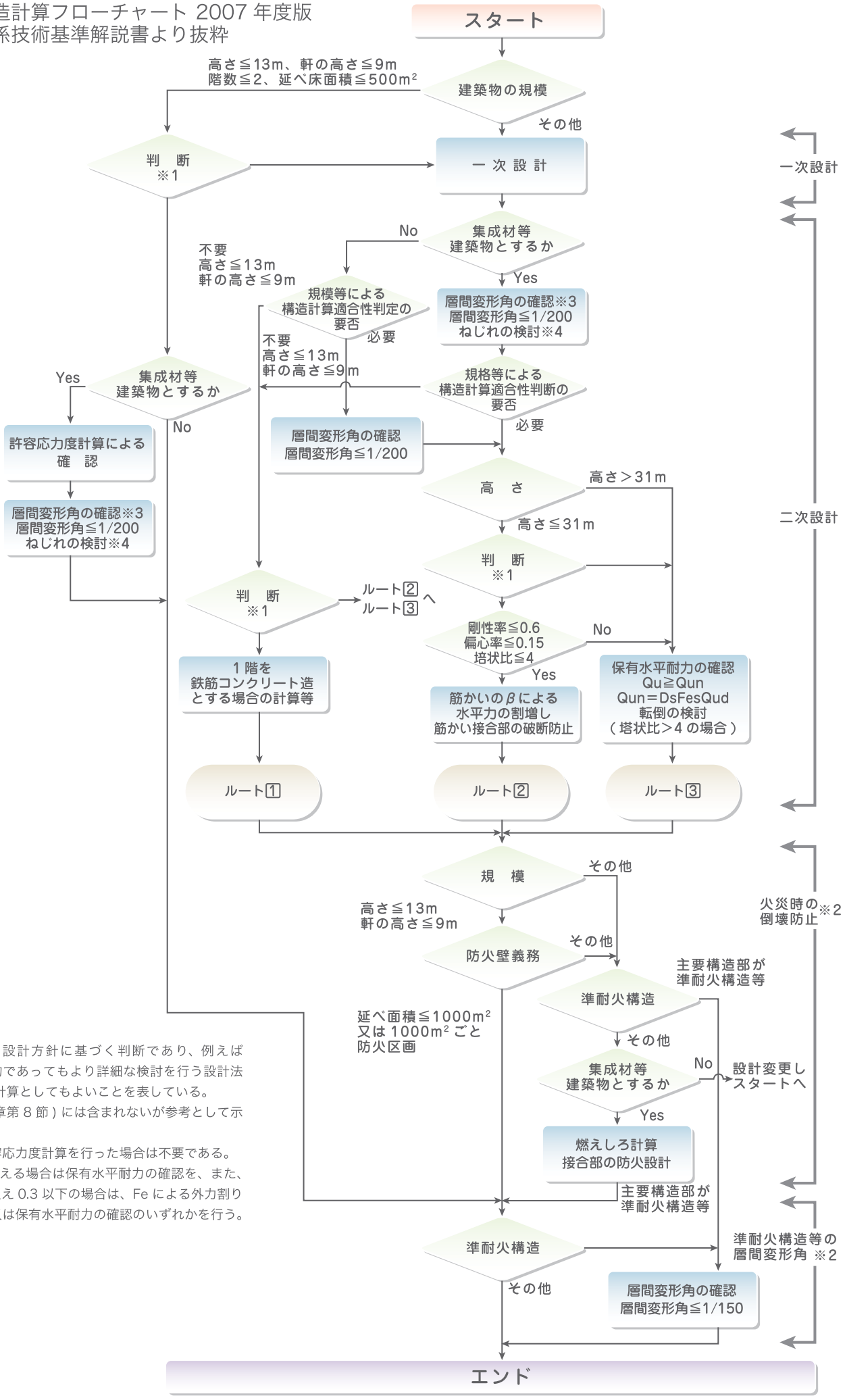

※1　判断とは設計者の設計方針に基づく判断であり、例えば 31m 以下の建築物であってもより詳細な検討を行う設計法であるルート 3 の計算としてもよいことを表している。

※2　耐震計算 (令第 3 章第 8 節) には含まれないが参考として示したものである。

※3　Co≧0.3 として許容応力度計算を行った場合は不要である。

※4　偏心率が 0.3 を超える場合は保有水平耐力の確認を、また、偏心率が 0.15 を超え 0.3 以下の場合は、Fe による外力割り増し、ねじれ補正又は保有水平耐力の確認のいずれかを行う。